

各所属所主管課長 様

山梨県市町村職員共済組合

平成 26 年 2 月 14・15 日の大雪による損害に対する  
災害見舞金の支給及び災害貸付について

平成 26 年 2 月 14・15 日の大雪により被災された組合員及びそのご家族の皆様  
に心からお見舞申し上げます。

さて、今回の大雪により組合員の住居や家財に損害を受けたときは損害の程度  
により本組合より災害見舞金を支給いたします。対象となる損害の程度及び支給  
額は下記 1 のとおりでありますので該当される組合員がいる場合には本組合まで  
ご連絡くださいますようお願い申し上げます。

また、非常災害により組合員の住居や家財に損害を受けた場合には本組合の貸  
付事業による災害貸付も行っております。災害貸付の内容は下記 2 のとおりとな  
りますのでご参考までにお知らせします。

記

1. 災害見舞金

損 害 の 程 度	支 給 額
住居及び家財の全部が滅失した場合 住居及び家財にこれと同程度の損害を受けた場合	給料月額 × 3ヶ月 × 1.25
住居及び家財の 2 分の 1 以上が滅失した場合 住居及び家財にこれと同程度の損害を受けた場合 住居又は家財の全部が滅失した場合 住居又は家財にこれと同程度の損害を受けた場合	給料月額 × 2ヶ月 × 1.25
住居及び家財の 3 分の 1 以上が滅失した場合 住居及び家財にこれと同程度の損害を受けた場合 住居又は家財の 2 分の 1 以上が滅失した場合 住居又は家財にこれと同程度の損害を受けた場合	給料月額 × 1ヶ月 × 1.25
住居又は家財の 3 分の 1 以上が滅失した場合 住居又は家財にこれと同程度の損害を受けた場合	給料月額 × 0.5ヶ月 × 1.25

特別職は 1.00。

## 2 . 災害貸付

貸付種類	貸付事由	限度額	利 率
災害家財貸付	非常災害により組合員の家財に損害を受けたとき	給料月額×6ヶ月 最高限度額：200万円	年 2.22%
災害住宅貸付	非常災害により組合員が居住する住宅又は住宅の敷地に損害を受けたとき	住宅貸付と同じ。(組合員期間等により異なります。) 最高限度額：1,800万円	年 2.22%
災害再貸付	住宅貸付又は災害住宅貸付を受けている組合員が非常災害により居住する住宅又は住宅の敷地に損害を受けたとき(災害見舞金の支給を受ける程度の損害の場合に限る。)	住宅貸付の限度額×2 最高限度額：1,900万円	年 2.22%

山梨県市町村職員共済組合  
 健康福祉課 医療担当 保坂  
 健康福祉課 貸付担当 橘田  
 Tel 055-232-7311